

## 直近の国のルールの主な変更点

### 1 濃厚接触者の待機期間(1月5日国通知、1月28日改正、2月2日改正)

今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、以下の対応が可能。

- ・陽性者との接触等から原則7日間（8日目に解除）
- ・陽性者の同居家族等については、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間
- ・社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除

※ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

### 2 無症状者(無症状病原体保有者)の療養解除期間 (1月5日国通知、1月28日改定)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合、療養解除

※ただし、1の濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

### 3 重症化の恐れが低くなった患者の早期退院(2月8日国通知)

入院日を0日目とし、4日目以降で酸素投与が必要な状態(中等症Ⅱ以上)の悪化がない患者は「重症化の恐れが低くなった」と見なし、転院したり、療養場所を自宅や宿泊施設に移したりすることを積極的に推奨。(ただし、高齢者については慎重に判断)

※ 療養解除基準(無症状者7日間、それ以外は10日間)は変えないまま、自宅療養などへ療養場所を変更する判断の目安を示したもの。

### 4 外来診療の対応(1月24日国通知、1月28日一部改正)

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。
  - (1) 発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけ、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行う。
  - (2) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を行う。

2. 地域において外来医療のひっ迫が想定される場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。

- (1) 症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受ける（※IT 活用を想定）。